

とび・土工工事業の適正な施工確保に関する検討会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は「とび・土工工事業の適正な施工確保に関する検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、とび・土工工事業の適正な施工を確保するため、とび・土工工事業のくい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事の技術者に求められる資格について検討を行うことを目的とする。

（構成）

第3条 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

2 検討会に座長を置き、座長は、議長として会議の議事を整理する。

（会議）

第4条 検討会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

3 検討会の議事は、非公開とする。

（事務局）

第5条 検討会の事務局は、国土交通省土地・建設産業局建設業課と総合政策局公共事業企画調整課に置く。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この規約は、平成27年9月10日から施行する。

(別紙)

とび・土工工事業の適正な施工確保に関する検討会 委員名簿

安 達 俊 夫 日本大学理工学部建築学科教授

岸 田 慎 司 芝浦工業大学工学部教授

◎日下部 治 茨城工業高等専門学校長

清 水 武 日本鳶工業連合会専務理事

◎座長 (五十音順、敬称略)